

認定看護師・専門看護師による診療報酬の算定と配置要件

区分番号	診療報酬項目	点数	配置要件	研修要件該当 ●認定看護師 ○専門看護師
A 226-02	緩和ケア診療加算	400点 (1日につき) ※特定地域200点	専従の常勤看護師 専従の緩和ケアチームの設置	● 緩和ケア
				● がん性疼痛看護
				● がん化学療法看護
				● 乳がん看護
				● がん放射線療法看護
				○ がん看護
A 230-04	精神科リエゾンチーム加算	200点 (週1回)	専任の看護師 精神科リエゾンチームの設置	● 認知症看護
				○ 老人看護
				○ 精神看護
A 233-02	栄養サポートチーム加算	200点 (週1回) ※特定地域100点	専従または専任の看護師 栄養管理に係るチームの設置	● 摂食・嚥下障害看護
A 234-02	感染防止対策加算1	400点 (入院初日)	専従または専任の看護師	● 感染管理
				○ 感染症看護
A 236-00	褥瘡ハイリスク患者ケア 加算	500点 (入院中1回) ※特定地域250点	専従の看護師 褥瘡管理者として配置	● 皮膚・排泄ケア
A 242-00	呼吸ケアチーム加算	150点 (週1回)	専任の看護師 呼吸ケアチームの設置	● 集中ケア
				● 新生児集中ケア
				● 救急看護
				● 小児救急看護
				● 慢性呼吸器疾患看護
				○ 急性・重症患者看護
B 001-20	糖尿病合併症管理料	170点 (月に1回限り)	専任の常勤看護師	● 糖尿病看護
				● 皮膚・排泄ケア
				○ 慢性疾患看護

認定看護師・専門看護師による診療報酬の算定と配置要件

区分番号	診療報酬項目	点数	配置要件	研修要件該当 ●認定看護師 ○専門看護師
B 001-23	がん患者指導管理料1	500点 (1回に限る)	専任の看護師	<ul style="list-style-type: none"> ● 緩和ケア ● がん性疼痛看護 ● がん化学療法看護 ● がん放射線療法看護 ● 乳がん看護 ● 摂食・嚥下障害看護 ● 皮膚・排泄ケア ○ がん看護 ○ 精神看護
	がん患者指導管理料2	200点 (6回に限る)	専任の看護師	<ul style="list-style-type: none"> ● 緩和ケア ● がん性疼痛看護 ● がん化学療法看護 ● がん放射線療法看護 ● 乳がん看護 ○ がん看護 ○ 精神看護
B 001-24	外来緩和ケア管理料	300点 (月1回) ※特定地域150点	専従の看護師 専従の緩和ケアチームが設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 緩和ケア ● がん性疼痛看護 ● がん化学療法看護 ● 乳がん看護 ● がん放射線療法看護 ○ がん看護

認定看護師・専門看護師による診療報酬の算定と配置要件

区分番号	診療報酬項目	点数	配置要件	研修要件該当 ●認定看護師 ○専門看護師
B 001-27	糖尿病透析予防指導 管理料	350点 (月1回) ※特定地域175点	専任の看護師	● 糖尿病看護
				● 透析看護
				○ 慢性疾患看護
C 005	在宅患者訪問看護・指導料 ³	1,285点(月1回) 真皮を越える褥瘡の状態にある在宅療養中の患者であって通院が困難なものに対して、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問した場合	褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険 医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と同一日に看護又は療養上必要な指導を行う	● 皮膚・排泄ケア
C 005-1-2	同一建物居住者訪問 看護・指導料 ³	1,285点(月1回) 真皮を越える褥瘡の状態にある在宅療養中の患者であって通院が困難なものに対して、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問した場合	褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険 医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と同一日に看護又は療養上必要な指導を行う	
C 013	在宅患者訪問褥瘡管理指導料	750点 (6カ月以内2回) 多職種から構成される褥瘡対策チームが、褥瘡ハイリスク患者(在宅での療養を行っているものに限る。)であって既に真皮まで(DSIGN分類d2以上)の褥瘡がある患者に対し、カンファレンスと定期的なケア等を実施した場合	在宅褥瘡対策チームの設置 保険医、管理栄養士、看護師又は連携する他の保健医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行う	
C 005	在宅患者訪問看護・指導料 ³	1,285点(月1回) 在宅療養中の悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問した場合	緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険 医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と同一日に看護又は療養上必要な指導を行う	● 緩和ケア
				● がん性疼痛看護
				● がん化学療法看護
				● 乳がん看護
C 005-1-2	同一建物居住者訪問 看護・指導料 ³	1,285点(月1回) 在宅療養中の悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問した場合	緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険 医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と同一日に看護又は療養上必要な指導を行う	● がん放射線療法看護
				○ がん看護

認定看護師・専門看護師による診療報酬の算定と配置要件

区分番号	診療報酬項目	点数	配置要件	研修要件該当 ●認定看護師 ○専門看護師
J 022-5	持続的難治性下痢便ドレナージ	50点 (開始日)	急性期患者の皮膚・排泄ケアを実施するための適切な知識・技術を有する医師又は看護師が便の回収を持続的かつ閉鎖的に行う危機を用いて行った場合に算定する	● 皮膚・排泄ケア
				● 救急看護
				● 集中ケア
K 939-3	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	450点	術前の画像診断や触診等により、腹直筋の位置を確認した上で、適切な造設部位に術前に印をつけるなどの処置を人工肛門のケアに従事した経験を5年以上有する看護師等であって、人工肛門のケアにかかる適切な研修を修了したものが、手術を実施する医師とともに術前に実施した場合に算定する	● 皮膚・排泄ケア

※特定地域

医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、規定する届出の有無にかかわらず、算定できる。

参考資料:厚生労働省 特掲診療科の施設基準等